

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄		
指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所 指定申請書（別紙様式第一号（一））	○池田市、箕面市、豊能町、能勢町の内、開設を予定している市町の様式を使用する。（様式は下記URLに掲載。） ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「新規指定申請時に必要な申請様式」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○「申請者」の名称、主たる事務所の所在地、代表者の職名、氏名及び代表者の住所は、「法人登記事項証明書」のとおりに記載する。 ○「指定を受けようとする事業所の種類」については、裏面の備考を参考に記載する。	<input type="checkbox"/>		
法人登記事項証明書	○原本を提出すること。 ○発行から3か月以内のものであること。 ○事業目的欄に、今回申請する介護保険のサービスが記載されていること。	<input type="checkbox"/>		
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所の指定等に係る記載事項（付表第一号（二））	○様式は下記URLよりダウンロード。 ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「指定等に係る記載事項（付表）」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○「管理者」（兼務について） ・当該訪問入浴介護事業所内で他の職種と兼務がある場合は「当該訪問入浴介護事業所で兼務する他の職種」欄に記載。（例：看護職員 等） ・訪問介護など他サービスの事業所が併設されており、管理者等を兼務する場合は「同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務」欄に記載。（例：「名称」欄に事業所名称、「兼務する職種及び勤務時間等」欄に「管理者、9:00～18:00」等） ○「人員に関する基準の確認に必要な事項」 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の内容と整合するように記載。	<input type="checkbox"/>		
運営規程	○以下の項目を含むこと。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）運営の方針 ・ 事業の運営 ・ 事業所の名称等 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の内容 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の利用料その他の費用の額 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域 ・ 衛生管理等 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 苦情処理 ・ 個人情報の保護 ・ 虐待防止に関する事項 ・ その他運営に関する留意事項 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）運営の方針 ・ 事業の運営 ・ 事業所の名称等 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の内容 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の利用料その他の費用の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域 ・ 衛生管理等 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 苦情処理 ・ 個人情報の保護 ・ 虐待防止に関する事項 ・ その他運営に関する留意事項 	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）運営の方針 ・ 事業の運営 ・ 事業所の名称等 ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ・ 営業日及び営業時間 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の内容 ・ 指定訪問入浴介護（指定介護予防訪問入浴介護）の利用料その他の費用の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の事業の実施地域 ・ 衛生管理等 ・ サービス利用に当たっての留意事項 ・ 緊急時等における対応方法 ・ 苦情処理 ・ 個人情報の保護 ・ 虐待防止に関する事項 ・ その他運営に関する留意事項 			

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄
従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）	○様式は下記URLよりダウンロード。 ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html ○開設月の勤務形態を記載。 ○人員基準の観点から、申請時には人員の配置を確定させること。 ○各項目の書き方 ・訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を一体的に行う場合、「勤務形態」には、常勤であれば「A」、非常勤であれば「C」と記載すること。	<input type="checkbox"/>
看護職員の資格証の写し	○結婚等で名字が変わった等により、看護職員の氏名が申請の書類と異なる場合は、事業所の責任において同一人物であることを確認し、その旨を付記すること。	<input type="checkbox"/>
事業者との雇用関係を確認できる書類	○従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを提出すること。	<input type="checkbox"/>
組織体制図	○法人名称・事業所名称を記載。 ○同一敷地内に他の事業所が併設されている場合は、当該事業所との兼務関係を記載する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD A["株式会社〇〇サービス 代表取締役 伊藤一郎"] --> B["〇〇訪問入浴サービス"] A --> C["〇〇ヘルパーステーション"] B --> D["管理者 山田太郎"] C --> E["管理者 山田太郎"] D --- F["兼務"] --- E D --> G["看護職員 眞面優子"] D --> H["介護職員 池田友美 豊能絵美 能勢勇太"] E --> I["サービス提供責任者 佐藤花子"] E --> J["訪問介護員 鈴木次郎 高橋友子 渡辺一男"] </pre> </div> ○法人代表者や役員が事業所の人員に含まれる場合は、事業所の営業時間中は当該職務に専念する旨を記載する。	<input type="checkbox"/>
平面図（標準様式3）	○事業所名称を記載すること。 ○テナントビル等の一室で営業する場合は、建物外から事業所までの動線がわかる図面を準備すること。 ○写真を撮った方向を矢印にて記載し、写真と対応した番号をつけること。（例：①→） ○同一敷地内で他のサービス（居宅介護支援、通所介護等）を行う場合、事業ごとに専用スペースを設ける必要があるが、平面図にどの部屋・机がどの事業のものであるか明記すること。	<input type="checkbox"/>

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄																		
写真	<p>○カラー写真とすること。 ○写真に番号及びタイトル（各専用区画の名称）をつけること。 （例：①外観、②事業所入口、③事務スペース…） ○ご準備いただきたい写真は以下の通り</p> <table border="1" data-bbox="411 293 1366 1368"> <tr> <td data-bbox="411 293 647 333">外観</td> <td data-bbox="651 293 1366 333">事業所が入居している建物の全景を写すこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 338 647 378">事業所入口</td> <td data-bbox="651 338 1366 378">看板等を設置し、事業所であることを明示すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 383 647 640">事務スペース</td> <td data-bbox="651 383 1366 640"> 運営が開始できる状況とすること。 ・職員用デスク、PC、TEL、FAX、プリンター、鍵付き書庫等が設置されているか。 ・鍵付き書庫は鍵を差し込んだ状態で撮影すること。 ※PC や鍵付き書庫等、利用者の個人情報を扱う機器については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参考に設置してください。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="411 645 1366 752"> （参考リンク） 【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 757 647 943">手指洗浄スペース</td> <td data-bbox="651 757 1366 943"> 運用できる状況であるか。 ・液体石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置しているか。 ・給湯室やトイレに付属する手洗い（タンクのほか、トイレ室内の手洗い）とは別に独立した手指洗浄スペースが確保されているか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 947 647 1095">相談スペース</td> <td data-bbox="651 947 1366 1095"> 利用者が相談できる状況であるか。 ・個室が望ましい。それによりがたい場合は、パーティションで事務スペース等と区切るなど、相談者のプライバシーに配慮された運用が可能となっていることが必要。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1099 647 1247">浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース</td> <td data-bbox="651 1099 1366 1247">設備・備品等一覧表の記載内容が確認できるよう写すこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1252 647 1292">訪問入浴車</td> <td data-bbox="651 1252 1366 1292">ナンバー及び設備がわかるように写すこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1296 647 1368">訪問入浴車の駐車場</td> <td data-bbox="651 1296 1366 1368">複数台ある場合は複数台分の駐車場の写真が必要。</td> </tr> </table>	外観	事業所が入居している建物の全景を写すこと。	事業所入口	看板等を設置し、事業所であることを明示すること。	事務スペース	運営が開始できる状況とすること。 ・職員用デスク、PC、TEL、FAX、プリンター、鍵付き書庫等が設置されているか。 ・鍵付き書庫は鍵を差し込んだ状態で撮影すること。 ※PC や鍵付き書庫等、利用者の個人情報を扱う機器については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参考に設置してください。	（参考リンク） 【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/		手指洗浄スペース	運用できる状況であるか。 ・液体石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置しているか。 ・給湯室やトイレに付属する手洗い（タンクのほか、トイレ室内の手洗い）とは別に独立した手指洗浄スペースが確保されているか。	相談スペース	利用者が相談できる状況であるか。 ・個室が望ましい。それによりがたい場合は、パーティションで事務スペース等と区切るなど、相談者のプライバシーに配慮された運用が可能となっていることが必要。	浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース	設備・備品等一覧表の記載内容が確認できるよう写すこと。	訪問入浴車	ナンバー及び設備がわかるように写すこと。	訪問入浴車の駐車場	複数台ある場合は複数台分の駐車場の写真が必要。	<input type="checkbox"/>
外観	事業所が入居している建物の全景を写すこと。																			
事業所入口	看板等を設置し、事業所であることを明示すること。																			
事務スペース	運営が開始できる状況とすること。 ・職員用デスク、PC、TEL、FAX、プリンター、鍵付き書庫等が設置されているか。 ・鍵付き書庫は鍵を差し込んだ状態で撮影すること。 ※PC や鍵付き書庫等、利用者の個人情報を扱う機器については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参考に設置してください。																			
（参考リンク） 【個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）】 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/																				
手指洗浄スペース	運用できる状況であるか。 ・液体石鹸、消毒液、ペーパータオル等を設置しているか。 ・給湯室やトイレに付属する手洗い（タンクのほか、トイレ室内の手洗い）とは別に独立した手指洗浄スペースが確保されているか。																			
相談スペース	利用者が相談できる状況であるか。 ・個室が望ましい。それによりがたい場合は、パーティションで事務スペース等と区切るなど、相談者のプライバシーに配慮された運用が可能となっていることが必要。																			
浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース	設備・備品等一覧表の記載内容が確認できるよう写すこと。																			
訪問入浴車	ナンバー及び設備がわかるように写すこと。																			
訪問入浴車の駐車場	複数台ある場合は複数台分の駐車場の写真が必要。																			
設備・備品等一覧表（標準様式4）	○事業所に備え付けの設備（駐車場及び訪問入浴車を含む）及び備品一覧（品名・数量）を記載すること。	<input type="checkbox"/>																		
訪問入浴車両の自動車検査証の写し	○複数台ある場合は複数台分の検査証の写しが必要。	<input type="checkbox"/>																		
案内図	○事業所名、事業所住所を記載すること。 ○周辺の地図を用いて、事業所の位置を明示すること。 ○最寄りの公共交通機関から事業所まで徒歩ルートを明示すること。	<input type="checkbox"/>																		
賃貸借契約書の写し	○「訪問入浴介護」が使用目的に含まれているか。 ○住居用としての契約は不可。 ○訪問入浴車両の駐車場についても契約に含まれているか。（事業所とは別に駐車場を確保する場合は別途駐車場の賃貸借契約書の写しも必要） ○法人所有物件で開設する場合は、建物登記簿（写しでも可）を提出すること。	<input type="checkbox"/>																		

2【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】書類作成の手引き（新規申請） R6.4

申請書類	作成にあたっての留意点（よくある指定事項）	確認欄
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式5）	<p>○様式は下記URLよりダウンロード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html <p>○訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所の指定等に係る記載事項（付表第一号（二））で記載した事業所情報を記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>
損害賠償発生時に対応しうることを証明する書類	<p>○損害賠償保険の保険証券（未発行の場合は、申込書及び領収書でも可。）</p> <p>○補償対象期間に指定日が含まれているか。</p> <p>○「訪問入浴介護」が補償対象に含まれているか。</p>	<input type="checkbox"/>
協力医療機関との契約内容	<p>○医療機関との契約書の写しを提出すること。</p>	<input type="checkbox"/>
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	<p>○様式は下記URLよりダウンロード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 →「加算の届出時に必要な届出様式等」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html <p>○「異動年月日」には指定予定日を記載すること。</p> <p>○取得する加算に応じて別途必要な書類を合わせて提出すること。</p>	<input type="checkbox"/>
誓約書（標準様式6）	<p>○様式は下記URLよりダウンロード。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「（介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等向け）様式集」 https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/kaigo/kaigosinki.html <p>○指定申請書の「申請者」と同じ内容を記載。</p> <p>○「別紙①：居宅サービス事業所向け」（介護予防サービス事業を行う場合、「別紙⑤：介護予防サービス事業所向け」）に「○」を記入し、別紙①（別紙⑤）とともに提出。</p>	<input type="checkbox"/>